

# 平成22年分 所得確定申告相談日程

会場／鏡石町勤労青少年ホーム  
受付時間／午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時

月日	曜日	行政区	月日	曜日	行政区
2月10日	木	公約年金のみ	2月27日	日	
2月11日	金	建国記念の日	2月28日	月	鏡田・高久田
2月12日	土		3月1日	火	鏡田・高久田
2月13日	日		3月2日	水	鏡田・高久田
2月14日	月	久米石笠石相町	3月3日	木	鏡田・高久田
2月15日	火	久米石笠石相町	3月4日	金	鏡田・高久田
2月16日	水	久米石笠石相町	3月5日	土	
2月17日	木	久米石笠石相町	3月6日	日	
2月18日	金	久米石笠石相町	3月7日	月	成田・豊郷
2月19日	土		3月8日	火	成田・豊郷
2月20日	日		3月9日	水	成田・豊郷
2月21日	月	1区・2区・3区・4区	3月10日	木	成田・豊郷
2月22日	火	1区・2区・3区・4区	3月11日	金	仁井田さかい
2月23日	水	1区・2区・3区・4区	3月12日	土	
2月24日	木	1区・2区・3区・4区	3月13日	日	
2月25日	金	1区・2区・3区・4区	3月14日	月	仁井田さかい
2月26日	土		3月15日	火	予備日

お問い合わせ先  
町税務市民課 ☎62-2114  
申告会場 ☎62-1233

須賀川税務署 ☎75-2194  
※音声案内で「2」番を選択してください。

# 2/10(木) 3/15(火) 所得税と町県民税 所得申告

会場／町勤労青少年ホーム

### 申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出される方。
- 給与所得のほかに収入がなく、勤務先または給与支払者から町に給与支払報告書を提出済みの方。ただし、新たに控除（医療費控除や住宅借入金等特別控除など）を受けた方があった方。
- 平成22年中に土地や建物などの譲渡所得があった方。

### 申告相談に必要なもの

- 印鑑
- 平成22年中の収入や支出などがわかる帳簿類、通帳、出荷伝票、領収書など
- 給与や年金所得のある方は平成22年分の源泉徴収票

- 平成22年中に支払った国民健康保険税、国民年金と国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料（旧長期損害と地震保険）などの支払証明書
- 身体障害者・戦傷病者の方は、そのことが確認できる手帳または証明書
- 医療費控除を受けようとするときは平成22年中に支払った医療費の領収書（個人ごと、病院ごとに合計額を計算してきてください）と高額医療費や生命保険入院特約等から還付された金額の分かる書類
- 営業、事業、農業所得者は収支のわかる内訳書など
- 平成22年中に農業用機械などを購入した場合は、その領収書など
- 所得税の還付や納税の際に口座振替をご利用される方は、銀行名や口座番号の分かるもの（通帳など）と銀行印

### 所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・入院など多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年途中で退職し、再就職していない場合などです。

### 土地や建物を買ったとき

平成22年中に土地や建物を買ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要件がありますので注意が必要です。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行うこととなります。

# の確定申告相談をお忘れなく

### 申告の必要な方

町県民税の申告をしなければならぬ方は、次のいずれかに該当する方です。

- 平成23年1月1日現在、鏡石町に住居があり、平成22年中に何らかの所得があった方。ただし、所得がなかった方でも国民健康保険に加入している方や、子ども手当を受給している方などは申告が必ず必要です。
- 鏡石町に居住していないご家族の扶養になっている方。
- 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。

方でも国民健康保険に加入している方や、子ども手当を受給している方などは申告が必ず必要です。

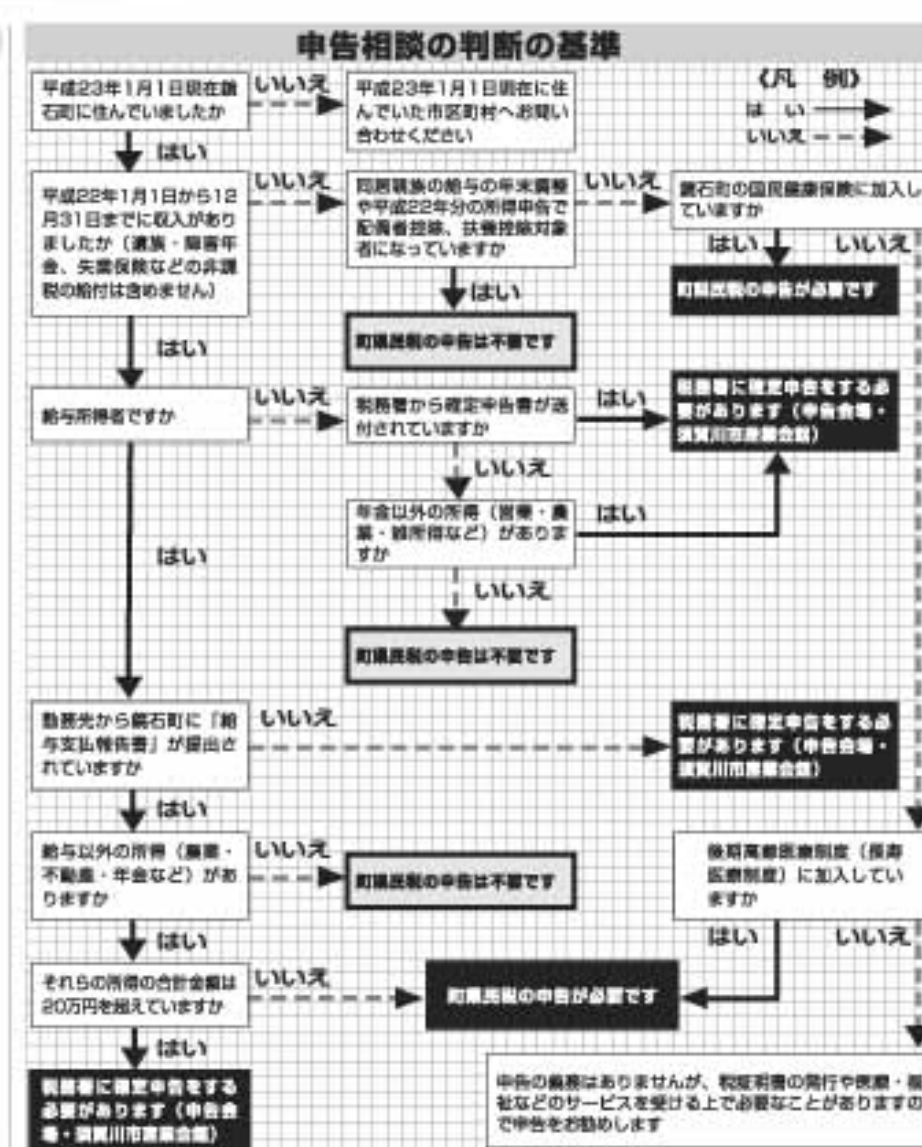
○ 鏡石町に居住していないご家族の扶養になっている方。

○ 給与所得のほかに、農業や営業、不動産などの所得があった方。

○ 給与所得だけの方でも、1月31日までに勤務先から鏡石町に「給与支払報告書」の提出がなかった方。

○ 平成22年中の途中で退職された方。

○ 生命保険契約に基づく年金や一時金、または生命保険または損害保険契約に基づく満期金を受け取った方。



町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月10日（木）から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成22年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成23年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。申告期限が間近になります。混雑が予想され、申告の内容によっては時間がかかることもありますので、申告相談の際は時間に余裕をもってご来場ください。

### 須賀川税務署 からのお知らせ

須賀川税務署では、平成22年分の確定申告書作成会場を2月1日（火）から3月15日（火）まで、須賀川市産業会館に設置します。

開設時間は、午前9時から午後4時（会場の都合上、受付は、午後3時30分まで）までです。

会場では、パソコンを活用した「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」による申告指導を行っております。なお、会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。

① 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用した電子申告（e-Tax）  
② 同コーナーを利用して申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送提出

なお、同コーナーは自動計算機能がありますので、とても便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nts.go.jp）または須賀川税務署にご確認ください。